

# 大和市における工場立地法の緑地面積率・環境施設面積率について

## 1 工場立地法とは？

「工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査を実施し、及び工場立地に関する準則等を公表し、並びにこれらに基づき勧告、命令等を行ない、もって国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与すること」を目的としています。具体的には、特定の業種・一定規模以上の工場に対し、生産施設の面積や緑地の整備状況について、市に届出をすることになっています。

## 2 工場立地法が適用される工場は？

- ・ 業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱発電所は除く）
- ・ 規模：敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上又は建築面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の両方に該当する工場（「特定工場」といいます。）です。



## 3 大和市の緑地面積率・環境施設面積率は？

大和市における工場立地法に関する緑地面積率・環境施設面積率は、「大和市工場立地法の緑地面積率等に係る準則を定める条例」が平成25年1月1日に施行されたことにより、以下の表のとおりとなりました。

用途地域	敷地面積	緑地面積率	環境施設面積率
工業地域 又は 準工業地域	1ヘクタール未満	10%以上	15%以上
	1ヘクタール以上	14%以上	19%以上
その他の地域	（敷地面積に関わらず）	20%以上	25%以上

※重複緑地は必要な緑地面積の50%まで算入が認められます

「環境施設」とは、緑地及び工場立地法施行規則第4条に定める施設で、噴水、屋外運動場、広場、屋内運動施設、雨水浸透施設、太陽光発電施設などです。

なお、緑地についての技術的基準等については、「大和市開発事業の手続き及び基準に関する条例施行規則」第17条に定める「緑化に関する技術的基準等（条例第30条関係）」（みどり公園課所管）に準じて判断します。

工場立地法に関する手続きについて、詳しくは事務担当までお問い合わせください。

事務担当：大和市役所市民経済部産業活性課企業活動サポート係  
電話 046-260-5135 ファックス 046-260-5138  
電子メール sk\_sangy@city.yamato.lg.jp

## 届出について

特定工場の新設又は変更をしようとするときは、工場立地法により、届出が受理された日から90日を経過した後でなければ、新設又は変更をしてはならないとされています(実施制限期間の短縮が認められる場合は90日を30日と読み替えます)。

### 1 新設の届出(法第6条、施行令第1条、第2条)

特定工場を新設する場合は、届出が必要です。また、用途の変更又は敷地面積もしくは建築物の建築面積を増加することにより特定工場となる場合も同様に届出が必要です。

### 2 変更の届出(法第8条、一部改正法附則第3条)

既存工場(昭和49年6月28日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等)で特定工場の規模を有するものが、昭和49年6月29日以後に製品、敷地面積、建築面積、生産施設面積、緑地及び環境施設の面積並びに配置に係る変更を行う場合は届出が必要です。(一部改正法附則第3条)

新設の届出又は上に述べたような届出をしたものが、その後さらに変更をする場合もそのたびごとに届出が必要です。(法第8条)

### 3 届出が不要な軽微な変更(法第8条、一部改正法附則第3条、施行規則第9条)

- 生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設の配置の変更を伴わない建築面積の変更
- 生産施設の修繕によるその面積の変更であって、その修繕に伴い増加する面積の合計が30㎡未満のもの
- 特定工場に係る生産施設の撤去
- 特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の増加
- 緑地又は緑地以外の環境施設の移設で、それぞれの面積の減少を伴わない場合
- 特定工場に係る緑地の削減によるその面積の変更であって、当該削減によって減少する面積の合計が10㎡以下のもの(保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限る。)

### 4 氏名・名称・住所の変更及び地位の承継(法第12条、第13条)

氏名、名称・住所の変更及び地位の承継が行われた場合も届出が必要です(法人の場合、代表者の変更は届出を要しません)。

### 5 市外への移転や廃業による廃止(工場立地法運用例規集2-1-1-17)

大和市から転出するなどの理由で特定工場を廃止する場合にも届出が必要です。